

各都道府県知事 }
各市区町村の長 } 殿
(会計担当課及び契約担当課扱い)

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の
改正について（通知）

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）では、「中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、（中略）原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。」こととされています（別添1）。また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）では、コストに占める労務費の割合が特に高い業種の1つとしてビルメンテナンス業が挙げられ、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動が12の行動指針として取りまとめられています（別添2）。

これらを踏まえ、関係省庁等との調整を経て、今般、別紙1から3のとおり「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成27年6月10日付け健発0610第5号厚生労働省健康局長通知別添）を改正いたしました。

つきましては、ビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本改正ガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、引き続き適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管下の市区町村に対する本改正ガイドラインの周知徹底につきましても、併せてお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

（添付資料）

別紙1：ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン改正概要資料

別紙2：ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン（改正後）

別紙3：ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン新旧対照表

別添1：「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

別添2：「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）